

Title	昭和二年のパニック (其経過と対策)
Sub Title	
Author	堀江, 帰一
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1927
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.21, No.7 (1927. 7) ,p.843(1)- 869(27)
JaLC DOI	10.14991/001.19270701-0001
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19270701-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

各病院眼科
諸大醫御用



慶應義塾大學
病院眼科御指定

正 確 ナ ル 眼 鏡

清野眼鏡店

東京市四谷區麴町三十三丁目
電話四谷五四三番

法學研究

年四回發行 第六卷 第一號

初期スチューアード民權論と

コンモン法

榎 智雄

國家社會學の概念と方法 堀 眞琴

農村權利争闘の進化 相原 文雅

パウンドの法律と道德 前原 光雄

(定價金壹圓)

發行所 慶應義塾大學法學部内

法學研究會

三田學會雜誌 第二十一卷 第七號

昭和二年のパニック (其經過と對策)

堀 江 歸 一

恐慌は其以前に醸成された好景氣の下に、諸種の産業が過大なる膨脹を爲して、結局投機熱に罹り、其膨脹した規模を維持する能はざるに至つて、諸方面に産業的壞敗を惹起した際に生ずる一の經濟的變動であつて、其起るや必ず幾年かに互る好景氣の後であり、而して其起つた後には、必ず幾年かの不景氣の之に次ぐを見るのである。斯る變動を基礎として、彼の景氣循環の學説は始めて説明されるのであつて、之を我國の實際に徴すれば、大正九年經濟社會を襲つた變動の如き、正に一の恐慌であるを云へる。之に反して昭和二年春我國の金融市場に生じた變動の如き、若しも之を恐慌と呼んだならば、正に經濟上の用語の濫用であつて、私をして

之を云はしめれば、金融上の動亂即ちパニックであつて其起る以前に特に投機熱の勃興したものなく、寧ろ經濟社會は數年間連續した不景氣の状態に居つたのであり、又今回の金融動亂後に於て、依然として不景氣の勢の續く事相はあるとしても、其事相たる、特に金融動亂の爲めに、起つたものではない。然らば金融市場を襲つた今回の變事を以つて、恐慌とするが如き、當らざる解釋であつて、私は之を指して金融上の動亂とし、パニックとするの至當なることを信ずる。然らば此パニックは何故に起つたか云へば、其重大なる原因としては、我國銀行業の不健全なることが擧げられる。蓋し我國の銀行業たる、大正九年の恐慌に依り、更に大正十二年の關東地方震火災に依つて、營業上に大なる打撃を蒙り、資産の一部は固定して、所謂死債と爲り、滯り貸と爲つて居るもの少なしとしかかつた。而して關東震火災後不景氣の勢は更に甚だしく、銀行を壓迫するもの大ならざるを得なかつた。其上に、大正十五年を通じて、政府が人工的に爲替相場を引上げる政策を取り、極めて短小なる期間内に、相場の昂騰を企てたことは、内地に於ける物價の急落を招いて、不景氣の勢を加重する所以と爲つたのである。然も銀行は尙ほ公衆に對して、一

時を彌縫し、其窮境を暴露するに至らなかつたが、昭和二年三月衆議院に於て、震災手形處理に關する法律案に關して政府代表者と委員との間に行はれた質問應答を通じて、我國銀行の内に、如何に内容の不良なるものがあるかと云ふ事實が臆氣ながら世人の知る所と爲つて、銀行に對する不安の念の生ずることを禁ずる能はざるに至つた。斯くて三月中旬東京渡邊銀行、あかぢ貯蓄銀行が支拂停止を公表するや、公衆の間に於ける不安の念は漸く強く、自己の取引銀行に就て、兎角の風評を耳にする者は最先の機會に於て、預金を引出さうとし、斯くて中井、八十四、中澤、左右田、村井の諸銀行は此引出に堪へず、相前後して預金の支拂を停止し、彼等を親銀行とする地方小銀行の内にも、亦同様の運命に陥らざるを得ざるものを生じた。當時支拂を停止した諸銀行中の重なるものに就て、昭和元年末の資本金、預金、貸出金を掲げれば、左の如くである。(單位千圓)

行 名	資本金	預 金	貸出金
東京渡邊	五、〇〇〇	三七、〇〇五	三八、三七七
あかぢ貯蓄	五〇〇	五、三四九	九九三
中 井	五、〇〇〇	四五、五五一	三四、九七九

小	十	四	五、〇〇〇	一七、七九八	一一、九三九
中		澤	五、〇〇〇	八、六八九	一一、〇二一
左	右	田	五、〇〇〇	二一、三八三	二二、一七二
村		井	一〇、〇〇〇	六〇、〇五九	五九、〇六〇

當時は日本銀行が或る程度の資金融通を行つたこと、市中の有力なる諸銀行が開業中の諸銀行を援助する申合せを爲したこと、に依り、村井銀行の休業を最後として、一先づ市場の波瀾の鎮靜するを得たのである。斯くて議會に於ては、震災手形に關する法律案は成立し、諸銀行が従來震災手形として、資産の内に固定して居つたものも、漸く資金化し、公債化するを得る望みの生ずるに至つた一方に、昭和二年度の豫算に於ては、前年度に於ける歳計剩餘金の一部分を公債償還に充てる計畫成立し、此計畫の下に、公債償還額の増加する場合には、公債市價を騰貴せしめ、而して公債市價の騰貴は必ず金融上に有利なる影響を及ぼすに至ることが想像されたのに拘はらず、四月中旬に至るや、臺灣銀行を中心として、金融市場に容易ならざる動搖を生じ、遂に其れが今回のパニツクを惹起す端緒と爲つたのである。

二

元來臺灣銀行は明治三十年我國新領土の爲めに、金融上の便宜を擧げ、又臺灣に於ける國庫の金融機關たらしめ併せて銀行券の發行に依つて、通貨を處理せしめる目的の下に設立されたものである。臺灣銀行としては、飽くまでも島内の拓殖事業に對する金融を業務とす可きであり、随つて銀行券の發行に従ふことすら、其業務として、正しきを得て居つたかごうか、一個の疑問に屬したのであるが、兎に角臺灣銀行は發行銀行たる地位を占め、同時に内地に支店を開設して、普通銀行としての地位を保ち、加ふるに臺灣關係の事業家に對し、將た又一般取引先に對して、資金を融通する必要上、内地の諸銀行に就て、コールの借入を求め、コールの取手銀行として、最も大なる關係を金融市場に結んだのである。而して大正十四年銀行業務に整理を加へたのであるが、其以後に於て、臺灣銀行は必ずしも業務の刷新に依つて、面目を一新したと稱するを得ず、殊に取引先が或る方面に偏傾し、其處に向つて、多大の資金を融通しつゝあることに就て、兎角の批評なきを得なかつたものであるから、本年三月頃に至つて、市中諸銀行は新に臺灣銀行にコールを貸出さず、寧ろ之を回收するに忙はしき趣きを生じた。臺灣銀行が拓殖銀行たる本領を逸し、

内地に於てコールルの取手銀行として、大に活躍し來つたことの當否は姑く措き、コールルの出手銀行たる諸銀行は盡く臺灣銀行の營業に大なる利害關係を有し、臺銀にして萬一コールルの決済を爲すの道を誤まつたならば、出手銀行の多くに其影響を波及せざるを得ない、一二銀行の臺銀に對するコールルの急劇なる回収は其れ等銀行の生きる道であるかも知れないが、臺銀を殺し、續いて同銀行に對するコールルの出手銀行を殺すに至つたならば、其金融市場に及ぼす影響の容易ならざるものあるや、論を俟たない。

斯る金融の危機に際會して、市中諸銀行間の協力は遂に何等の用を爲さず、中央銀行たる日本銀行の非常貸出も四月二十日以後に於ては兎に角、其以前に於ては、市場を安定せしめるに足りる程度まで行はれなかつた。斯くて政府は日本銀行をして市場を救濟せしめる、其方便として臺灣銀行に資金を融通せしめるには、其融通に伴ふ損失二億圓を國家自ら補償する必要ありと云ふ見地から、緊急勅令の發布を必要とし、案を具して、樞密院の諮詢を求めたが、四月十七日同院の否決する所と爲り、同日を以つて内閣の瓦解を見るに至つた爲め、臺灣銀行は翌十八日を以

つて休業の已むを得ざることゝ爲つた。斯くて金融市場の形勢は益々險惡と爲り、人心の不安は愈々甚だしきを告げ、東京市に於て大銀行の一に數へられながら、豫て世人に依つて疑問視されて居つた十五銀行に對する大小預金の取付は漸く増加し、二十日に至つて、同銀行は資金の調達に窮し、日本銀行の援助を拒絶されて、如何ともする能はざる境遇に陥り、二十一日以後休業することゝ爲つた。十五銀行の如き其内容は兎に角、四千九百七十五萬圓の拂込資本金を擁し、昭和元年末に於ける預金は三億六千八百四十三萬四千圓の多きを數へ、預金額の多き點に於ては、安田、三井、第一の諸銀行に次ぐ地位を占めるものである。此大銀行が預金支拂を停止したことは、世人に大なる衝動を及ぼし、二十一日を以つて、全國に互つて、銀行に對する預金の總取付を來し、如何なる銀行の預金者も安んずる所を知らず、取引銀行に就て、預金を引出すの外に、取る可き手段を知らざるの趣きと爲つた。若しも二十三日に於て、諸銀行が平生の如く開店したならば、此勢の更に甚だしきを加へることの歴然たるものがあり、一方に政府も、日本銀行も、市中諸銀行も之に對して施す可き策を知らなかつた爲め、市中諸銀行は全國銀行の總休業と云ふ最も

退嬰的手段に依つて、人心の沈靜、政府に依る對策の實行を待つこととし、二十二、三兩日の總休業を決行し、二十四日の日曜日を経て、二十五日に至るや、二十二日政府の緊急勅令を以つて、制定した支拂猶豫令に保護されつゝ、辛うじて營業を開始するを得たのである。

三

故に支拂猶豫令の制定が銀行をして預金に急劇なる取付を蒙らざる保障の下に、開業するを得るに至らしめたことは、事實である。然も從來の事例を以つてするときは、天災地殃に依つて、一國の經濟社會が著しく混亂したとか、戰爭の渦中に陥つて、今後の變動亦測り知られざるに至つたとか云ふ場合に於ては、支拂猶豫令の制定に依つて、一時の急に處することも亦已むを得ざる所と考へられるのであつて、歐洲戰時交戰諸國が支拂猶豫令を制定したり、又我國が大正十二年の關東地方に於ける震災火難に際し、同地方に限つて、支拂猶豫令を施行したりしたのは、何れも右の理由に基くものである。然らば今次に於て、震災の如き自然の災厄が起つたのでもなく、戰爭の如き人爲の障害の生じたのでもなく、單に四五の銀行が預

金の取付を受け、之に堪へる能はずして、支拂停止の已むを得ざるに至つた故を以つて遽に支拂猶豫令が制定され、然も其施行は三週間の久しきに亘り、此間給料及び賃銀の支拂の爲めにするものゝ外、銀行預金の支拂は一日五百圓以下に限られた爲めに、商工業者に對して、日常の業務を繼續するに必要な資金の調達に困難ならしめた弊害を生じたことを考へるときは、支拂猶豫令は銀行の預金取付を制限し、銀行を安全の地位に置いた利益はあつたとしても、商工業の經營に對して、大なる打撃を及ぼしたことが認められる。

支拂猶豫令にして、商工業者の資金調達を難からしめ、又銀行の預金引出を制限するものである以上は、猶豫令の一面には通貨の膨脹を抑制することが當然包含されて居ると共に、國家が通貨の膨脹を辭せざる決心さへあれば、猶豫令の如きを必要とせざる道理と爲る。歐洲戰時獨逸に於て、空前の程度を以つて、通貨の膨脹の行はれた爲めに、徹頭徹尾支拂猶豫令に依頼せず、此點に於て、戰時財政策上、一の特色を示したことは、世人の知る所である。然らば我國に於ては、此般の關係は如何なるものと爲つて居つたか。今回のバニツクに臨んで、日本銀行の取つた態度

に就ては兎角の批評が行はれたが、バニツクの襲ひ来る以前から、日本銀行が平生の爲す所と聊か趣きを異にし、非常貸出に依つて、市場に臨んで居つたことは、四月十五日以來日銀帳尻に於ける貸出高に依つて、之を知るを得るのである。(單位千圓)

四月十五日	五五四、〇三一	四月二十五日	二、〇九五、九九二
同 十六日	五八〇、五三四	同 二十六日	一、九三二、三七〇
同 十八日	八七〇、三七四	五月 二日	一、四〇五、五〇五
同 十九日	一、〇〇一、六九七	同 七日	一、二〇三、二八八
同 二十日	一、〇六六、七二五	同 十四日	一、二五〇、二九一
同 二十一日	一、六六四、五四五		

右の内、四月二十二日以後に行はれた貸付は政府の命令に基き、日銀自ら市場救済の意を以つて、爲したものであつて後に説く日本銀行特別融通及損失補償法の附則に於て、昭和二年四月二十二日より本法施行の前日まで日本銀行の爲したる手形割引に依る融通は本法の特別融通と認めて、國家の補償を受けしめると規定された所以である。而して其以前に於ても、日銀の資金融通は前表に示す如く平生に倍する程度に行はれたのであつて、日銀としては中央銀行たる本色を發揮

して、非常貸出を行つたものと云へる。唯此非常貸出がバニツクを未然に防止する効果のなかつたことは、事後の事實に就て、之を認めざるを得ないのであつて、斯くて日本銀行の中央銀行としての機能に就て、之を不完全とするの説を生ずるに至るのである。唯日本銀行にして既に非常貸出を爲す以上は、何故に之を平生の貸出と區別し、眞實非常の用に供する趣意に一致せしめる爲めに、非常貸出の行はれる見返品の種類範圍に就て、斯くくの所まで、之を擴張するとか、貸出の行はれる限度に就ても、諸取引先銀行に對して、幾何の高まで擴張するとか云ふことの方針を明にし、以つて市場をして安んずる所あらしめるを得なかつたのであるか。斯の如くしたならば、或は非常貸出は二十億圓前後に止まらず、又一旦其増加した後には於て、回収されることを速ならしめるを得なかつたかも知れないが、一方に支拂猶豫令殊に三週間の久しきに亙つて支拂猶豫令を實施するが如き必要を除き、銀行界と産業界との利害關係をして相背馳せしめるが如き弊害は之を避けるを得たに相違ないのである。

四

支拂猶豫令と日銀非常貸出とは其性質に於て、矛盾する所があり、一方が行はれば、他方は不用と爲り、兩者を併せ行ふのは、屋上に屋を架するの嫌なきを得ない。唯政府をして辯明せしめれば、日銀の非常貸出たる、始めは日銀一個の意思に基き、後には國家補償の約の付せられる了解の下に行はれたものであるが、其效果の萬全なることの期せられなかつた爲めに、支拂猶豫令を必要としたとするかも知れない。然らば如何にして日本銀行をして、萬全の效果の期待される非常貸出を行はしめるか。此見地に於て、必要とされたものは即ち日本銀行特別融通及損失補償法と臺灣金融法とであつて、兩者共に臨時議會に提出され、其可決確定に依つて、パニツクに對する善後處置の完了を見るに至つた。然らば是等兩法は何を規定し、又如何なる効果を將來に及ぼすものであるか。

日本銀行特別融通及損失補償法并に其運用に關する規定の要領は
第一、開業中の銀行にして、預金拂戻の爲めに、支拂準備金を必要とするときは、今後一年間、十年を期限として、手形割引の方法に依り、日本銀行に就て、特別融通を受けざるを得る、

第二、休業中の銀行であつても、將來營業繼續の見込あるものには、右の規定を適用する、

第三、特別融通に依る手形の割引歩合は國債を擔保とする手形の割引歩合に據る、

第四、政府は本法に依る特別融通の爲めに、日本銀行の蒙つた損失五億圓を限り、之を補償する、

第五、特別融通の爲め、割引する手形には、有價證券、不動産及び法律の規定に依り設定した財團を擔保とする債權を見返品とし、特別の必要ある場合には、大藏大臣の承認を受け、右以外のものを見返品とするを得、

第六、鑛山并に船舶及び是等を擔保とする債權其他に就ては見返りの性質及び價格を參酌し、相當寛大に擔保價格を定めることとする、

諸點であり、臺灣金融法の要領は

第一、日本銀行をして臺灣に於ける金融機關に對し、二年間手形割引の方法に依り、二億圓を限り、資金の融通を爲さしめる、

第二、右の融通に依つて、日本銀行の蒙る損失に對しては、二億圓を限り、政府に於て補償する、
諸點である。

バニツクの慘害甚だしく、其赴く所に任せたならば、一國の金融組織を破壊し、經濟社會の全體に如何なる損害を及ぼすか、測り知る可からざる際に、銀行協同の力に依つて、之に當る能はず、中央銀行の力の及ぶ所、亦限りあるに於ては、國家が救濟の道を講ずること、亦已むを得ないかも知れない、唯此場合に全部の費用を國家の負擔とするか、一部を金融業者の負擔とするかは、一個の問題であり、更に國家の金融政策に依り、資金に對する需要の急なる方面に向つて、之を供給することを以つて、救濟の方法とする以上は、其供給をバニツクの應急的措置を必要とする短小の時期に限り、又高利の負擔の下に、始めて其利益を及ぼすこと、しなければならぬ。然るに我國に於て今回行はれたバニツク對策に於ては、(一)貸出の行はれる期間を一年とし、(二)貸出の許される期限を十年とし、(三)利率は國債抵當の手形割引歩合と云ふ日銀利子の低歩なるものに置き、(四)國庫の補償する損失を五億圓に置き、國家以外の何ものにも之を負擔せしめざることを骨子とし、而して擔保價格の決定の如き頗る寛大であつて、國債は時價、他方債は時價の九掛半、社債は時價の九掛半、株券は時價九掛までと云ふ程度に置かれて居る。然らば斯る法律の實施される結果として、

第一、銀行は今後一年間斯る低利の下に、特別融通を受けるを得るに乘じて、日銀に就て、支拂準備金を充實する口實の下に、資金を融通し、之を高利を以つて、一般に貸出し、其間に利鞘を獲得するに勉める。

第二、右の如き取引は今後一年間を通じて行はれ、十年の久しきに亙つて、決濟されざる以上は、其間通貨膨脹の勢の馴致されることは、勢の避け難き所に屬する、第三、斯くて不良銀行亦右の融通に依つて其命脈を繋ぐ可く、銀行業改善の如き、遂に之を期待するを得ない

と云ふが如き事相を生ずる。特別融通にして、バニツクに處する非常の處置である以上は、極めて短小の期間に於て之を行ひ、又短時日の後に之を決濟せしめる可きであり、而して短時日の後に、決濟せしめるには、貸出利子を高率にすることが必

要であつたし、又次第に依つては、特別融通を受ける銀行の配當率を制限する條件も付せられなければならなかつたのである。

五

日本銀行の特別融通のバニツク対策としての當否は姑く措き、其運用の結果が我國既存の銀行組織を攪亂するものであつて、此一事は吾人の指摘しなければならぬ所である。我國に於て明治十五年日本銀行の設立されるや、我國銀行制度の樹立に與つて力あつた大藏卿松方正義氏(後の松方公)は銀行組織の根本に關する意見書を太政大臣に上申し、一國に農工商三業の別あるが如く、金融機關にも亦農業工業商業の其れづのを一を對象とするものがなければならぬ、斯くて商業に對する金融の中心機關として設立される日本銀行は商業手形の割引と短期の信用貸付とを以つて、其本務とす可きものであり、不動産信用や、動産信用を業務とする農業若しくは工業に對する金融機關は他日を以つて設立し、三者鼎足の勢を以つて、進ましめなければならぬとした。即ち現行日本銀行條例第十二條に於て、日本銀行が不動産及び銀行又は諸會社の株式を抵當として貸金を爲すことを禁

止されて居る一方に、日本銀行設立以來年を距てるものはあつたが、日本勸業銀行が設立されたり、日本興業銀行が設立されたりしたのは、何れも我國に於て認められた銀行分業制度論を根柢としたからである。然るに此制度に多少の潤色を加へるに至つたのは、明治二十三年の恐慌救済の爲めに、行はれた對策の結果であつた。即ち當時恐慌に臨んで、金融の梗塞するもの甚だしく、之を疏通するには、日本銀行をして株券擔保の貸出を行はしめるの外に道はなく、左ればと云つて、日本銀行條例の禁止條項は之を如何ともするを得ざることを關係から、遂に見返品付手形割引の便法なるものが案出され、見返品として或る種類の株券を手形に添付するときは、其信用に依つて、手形割引の許されることゝ爲り、表面の形式は手形の割引としながら、實質に於ては、日本銀行自ら株券を抵當とする貸付を行ふを得るに至つたのである。唯斯る恐慌救済と云ふが如き臨機の、又非常の手段として、行はれたものであるから、見返品の範圍は最も狭く局限され、日本郵船、大阪商船兩會社、横濱正金銀行、諸鐵道會社の株券、東京大阪兩市の市債、勸業興業債券等が見返品としての取扱を受けるに止まり、近年金融上の便宜を擧げることの論點から、見返品

の内に、世間の認めて確實とする株券を加へるの議行はれるに拘はらず、容易に實行されなかつたのも、見返品制度其ものゝ性質、此制度の設けられた當初の起源、更に之を廣く云へば、日本銀行創立の根本義から云つて、當然の事と解されたのである。

然るに今回パニック對策として、見返品に擴張を施し、幾多の株券を取つて、以つて見返品とするは勿論、鑛山、船舶、工場、其他不動産の如きも、或るものは直接に、他の或るものは間接に見返品とするを得ることゝしたのは、日本銀行の本質を一變して、不動産抵當銀行を兼營せしめるものであつて、我國に於て年來認められた銀行分業制度は正に其痕跡を留めざるまでに破壊されたものと云はざるを得ない。斯の如くして一國中央銀行の信用を維持するが如きは、至難の業である。不動産信用の如き、有價證券信用の如き、パニック對策として、之を起すことを必要とするに於ては、斯る業務に當る可き金融機關は別に存する、日本銀行をして自ら之に當らしめるのは、銀行制度の根柢を破壊し、其基礎を蹂躪するものに外ならないのである。

六

我國に於ては銀行の基礎、必ずしも鞏固なるを得ず、投機熱の反動、不景氣の浸潤、其他經濟社會に或る變動の起るや、必ず銀行に支拂停止の失態を演出するものゝあることは、吾人の懸念を禁する能はざる所であるが、今回の如く極めて短小の期間に於て、數多の銀行が踵を接して、支拂を停止したことの如き、正に前代未聞の事實であつて、休業中の銀行は二十九、其預金額は八億八千三百萬餘圓に上ると稱される。斯る巨額の資金が休業銀行に停滯して居つて、預金者の爲めに、生産上の用を爲す能はざる一方に、休業銀行に就て、從來取引を求めて居つた商工業者が金融の便を失つたことは、正に二重の打撃を經濟社會に加へるものであつて、斯る打撃を緩和する必要上、休業銀行の爲めに開業の道を講ずる理由を生ずるのである。日本銀行特別融通及損失補償法第一條第二項に、現に預金の拂戻停止中の銀行にして、將來營業繼續の見込あるものに付ては、前項の規定を適用すると云ふ規定を設け、休業銀行にも預金拂戻に必要な資金を日本銀行に就て、特別融通の下に、調達するを得せしめることゝしたのは、之に依つて休業銀行に復活蘇生の道を與へ

やうとする趣意に基いたものと解される。然しながら國家補償の下に居る日銀特別融通に依つて、休業銀行を救済することは、總て休業銀行を復活せしめるに國家の費用と國民の負擔とを以つてしやうとするものである。然も休業銀行が蹉跌して、今日に至つたに就ては、銀行自身に大なる過失があつたからであつて、此過失を糾さずして、漫然休業銀行を救済するが如き、暴戻も亦甚だしい。即ち休業銀行破綻の責任者は第一に銀行重役であり、第二に彼等を選擧して職に就かしめた株主である以上は、重役は私財の提供に依り、株主は減資、積立金の切崩、未拂込株式の拂込等に依つて、其れれ負擔に當る可く、預金者亦斯る銀行を選んで、取引を結んだことの不明に顧み、預金の据置、据置期間に於ける利子の低減を以つて、銀行營業開始に便宜を與へなければならぬ。休業銀行の復興に就ては、銀行の關係者たる重役株主、預金者の三者に於て、其れれ右の如き負擔を荷つて、銀行資産に於ける缺損額を出來得る限り寡小ならしめ、然る後に日銀特別融通法の利益に浴することゝす可きであつて、始めから國家の救済に依つて、復活しやうとするが如き、正當の路に就いたものとすることを得ないのである。

若し其れ臺灣金融法の不合理なるに至つては、論を俟たない。日本銀行をして臺灣金融機關に二億圓の貸出を爲さしめ、而して其損失に對して二億圓の補償を國家に於て認めること云ふことは、日本銀行の貸出す二億圓が日銀の全損に歸する想像の下に、始めて行はれるのであつて、要するに日銀をして國家補償の下に、二億圓の資金を臺灣金融機關に下付せしめるものに外ならない。而して其臺灣金融機關なるものも實は一の臺灣銀行に限られるのであり、臺灣の統治とか、對外信用の維持とか云ふ口實の下に行はれる貸出も要するに臺銀の内國市場に於けるロールの回収に備へられるものである。即ち臺灣金融法の本質は若槻内閣時代の緊急勅令案を粉飾したに過ぎない。バニツク前の金融市場であれば、臺銀に對する二億圓の融通、之に對する國家の補償に依つて、一時を彌縫するを得たかも知れなかつたが、バニツクを未然に防止することが出來ず、事後に救済することゝ爲つた結果、二億圓の外に、更に五億圓の國家補償を必要とするに至つた事實は頗る明瞭であつて、此事はバニツクの如きは速に事前に之を防止せざれば、其影響四方に蔓延して、收拾する能はざるに至る趣きを示すものと云へる。

七

右の叙述に據れば、昭和二年のパニックに就ては、其一般的原因としては、大正九年の恐慌、同十二年の關東地方震火災、大正十五年に於ける爲替相場の急劇なる引上、之に伴ふ物價の反落等が擧げられるが、更に其特殊的原因としては、我國の銀行制度に幾多の缺陷があり、此缺陷の然らしめる所として、銀行其もの、基礎の脆弱なることが擧げられなければならない。我國の銀行制度には、如何なる缺陷があるか、其重なるものを列記すれば、

第一、我國には事業家の金融機關として設立された所謂機關銀行の存在するこ

と、

第二、我國の銀行業者に公共的任務に就ての理解の全然缺けて居ること、

第三、普通銀行と貯蓄銀行との分界の明瞭でないこと、

第四、大銀行支店制度の確立するに至らざること、

の諸點であつて、パニックの再演を防止する根本的政策としては、是等の缺陷を充足することを必要とする。然らば我國の現状に於て、如何なる程度まで、此必要が

充されて居るか、又充されるに至るであらうか。

我國に於て、或る財閥又は或る事業家が自己の事業經營に必要な資金を調達する目的の下に、銀行を設立し、此銀行をして比較的低廉なる預金利子を以つて吸寄せしめた資金を事業家の事業に供用することは、盛に行はれて居る。此種銀行の缺點としては、資金が或る少數の事業家に向つて、或る限られた擔保物に對して、融通される一事が擧げられるのであつて、經濟社會の順調なる時に當り、事業家の經營に係る諸種の事業が總て繁昌して居れば、銀行亦其利益を頗つを得るに相違ないが、事業に頓挫を來したならば、之に多額の資本を注入した銀行亦蹉跌の已むを得ざるに至る。我國に於て、今回支拂を停止した諸銀行の如き、多くは或る事業家の機關銀行であつて、事業と共に共倒れと爲つた事實の顯著なるものがあり、十五銀行の如き規模の大なる銀行であつても、尚ほ所謂鹿兒島財閥と特殊の關係を有し、散々に後者の利用する所を爲つて、大なる缺陷を資産の上に生じ、今回の不祥事に會した事實の掩ふ可からざるものがある。法律を以つて、機關銀行を取締り、例へば北米合衆國の聯邦準備金法に於て爲すが如く、一の取引先に對し、又一種の

擔保物に對して爲す貸出高に對して、或る制限を設け、而して之を厲行するなり、社會公衆をして機關銀行の危険を認めて、之に近づかしめざるなり、孰れかの方法を用ひざる限り、我國の銀行制度は容易に改善されないのである。

銀行業は純然たる營利事業であつて、當業者は利益の追求のみに意を勞して可なるか、其れとも一種の公共的事業として、社會公共の利益を念とし、少なくとも社會公共の利益を傷けざることを限度として、營業に従ふ可きものであるかと云へば、私は近年銀行業が大規模に於て經營され、或る方面に於て獨占的勢力を有すること、通貨と同一の作用を爲す小切手の作成を掌ること、社會公衆に債務を負ひ、之を基礎として、營業すること、信用の伸縮を通じて、經濟上の盛衰すら、左右するを得ることの諸點を擧げて、其公共的事業であるとし、隨つて合衆國聯邦準備金法に規定せるが如く、銀行の配當率を六分に制限し、銀行をして暴利の獲得に汲々たらしめざることを以つて、至當の處置とするのである。然るに此點に於て我國銀行業者の爲す所は之に反して自己の事業を通じて、暴利の獲得を期するのであつて、其手段として、危険の伴ふもの多き方面に營業資金を注入することを辭さない、我國

の銀行が預金銀行の範疇を以つて、組織されたものであるに拘はらず、時に企業銀行たり、投機銀行たる領域に立入つて、營業を行ふが如き、一に暴利獲得の要求に副はんが爲めであり、然も企業銀行として遵奉す可き本則にも従はざる爲め、營業上に多くの破綻を惹起すことの如き、要するに銀行業者の暴利獲得の念、盛なるの致す所である。パニック善後策として、銀行利益配當率低減の議の生ずるに至つたことの如き、如何に暴利獲得の危険であるかを語る有力なる證據を供へたものである。唯、利益配當率の制限が直に銀行業者をして暴利の獲得を慎むことに依つて、營業の方針を堅實ならしめるを得るかどうかは、一個の疑問に屬する。

我國の銀行業は近年長足の進歩を遂げたと稱されるが、普通銀行と貯蓄銀行との間には、分界の尙ほ頗る不明なるものがある。法律に於ては、一回十圓以下の預金預け入れを受けざるを得るものを貯蓄銀行とする規定であるが故に、普通銀行は一回十圓以上を限度として、如何に小額なる預金であつても、其預け入れを受けざるを得るものとし、所謂大銀行と稱されるものに於ても、一回十圓を限度とし、特別當座預金なる名稱の下に、零碎なる預金の預け入れを受け、其結果中流以下の階級に

居る人々——言を換へて云へば、銀行の良否を識別する能はざる人々の預金を吸収し、之を普通銀行として法律上束縛を蒙らざる方面に運用することを憚らない。現に今回預金の支拂を停止した銀行に就て見るに、其多くは特別當座預金中に頗る零碎なる預金残高の存する有様であつて、一方に銀行業の利益の普及せる事實は之を見るにしても、他の一方に普通銀行と貯蓄銀行とを區別し、後者の貯蓄金を特別の保護の下に立たしめる法律上の規定は全然蹂躪されたものと云はざるを得ない。之に對する改善策としては、(一)普通銀行をして全然特別當座預金の取扱を廢せしめるか、(二)特別當座預金の一回預入れ額を百圓前後に引上げるか、(三)特別當座預金に對しては、銀行重役をして無限責任を負はしめるか、三者の一に出づることを必要とする。

最後に我國の銀行業を改善する方法として、必要であるのは、大銀行支店制度の確立であつて、現在の如き小規模の銀行が増資に依り、又他の小銀行との合併に依り、又大銀行に併合されることに依つて、其跡を絶つ一方に、大銀行の支店設立に依つて、銀行業の便宜を普及するに至つたならば、茲に我國銀行業の面目を一新する

に足りる。新銀行法に於て、銀行業は資本金百萬圓以上の株式會社に非ざれば、設立するを得ずとし、又勅令を以つて指定された地域に於ては、二百萬圓を以つて、銀行資本金の最低限度としたのは、法律の力を藉りて、大銀行支店制度を促進しやうとしたものであるが、右の如き規定であつては、此効果を齎すに就て、頗る緩漫であるにせざるを得ない。固より大銀行支店制度の成立した曉に、從來中小の獨立銀行に就て、取引を求めて居つた中小規模の商工業者が大銀行の本支店に資金の融通を仰がなければならぬこと、爲つて、如何なる不便を蒙るか、大銀行の支店が地方に開設され、地方に於て吸収した預金を其地方に運用せずして、本店所在地に回送する爲め、資金の都會的偏在を來し、却つて地方の産業に資金涸渴の弊を蒙らしめる場合に、如何にして之に當るか、云ふが如き問題に接するが、是等に對しては、自ら解決の道がある、私は法律の規定に依つて、大銀行支店制度を促進すると共に、他の一方には今回の如きバニツクに依つて、如何に小規模獨立銀行の危険なるものであるかに就て、國民の收め得た實物教訓を徒爾ならしめざることを必要とするのである。